

◎職員の管理職員特別勤務手当に
関する規則

制 定 平26. 3. 24 規則1
最近改正 平28. 3. 31 規則4

(趣 旨)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第9号。以下「条例」という。)第19条の2の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 条例第19条の2第1項及び第2項の管理又は監督の地位にある職員は、課長級以上の職にある職員とする。

(平27規則3、平28規則4 一部改正)

(手 当 額)

第3条 条例19条の2第3項第1号及び第2号の管理者が定める額は、次の各号に掲げる勤務及び職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第19条の2第3項第1号による勤務

事務局長の職にある職員	10,000円
課長級の職にある職員	8,500円

(2) 条例第19条の2第3項第2号による勤務

事務局長の職にある職員	5,000円
課長級の職にある職員	4,300円

2 条例第19条の2第3項第1号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(平27規則3、平28規則4 一部改正)

(支 給 日)

第4条 管理職員特別勤務手当は、特別な事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 25 規則3)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 31 規則4)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。